

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ (A・C型)液状混合(アジュバント加)不活化ワクチン

平成16年4月23日(告示978) 一部改正

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ(A・C型)液状混合(アジュバント加)不活化ワクチンの3.7.3、3.7.7及び3.7.8に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。